

鈴鹿市の 月単位の週休2日制工事について

令和6年7月

鈴鹿市役所 技術監理契約課

月単位の週休二日制工事とは①

- 建設業の最優先課題である担い手確保や、長時間労働の是正などの労働環境改善を図るため、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくための制度です。
- 鈴鹿市では、令和6年4月から三重県の「週休2日制試行要領」に基づき週休2日制工事を導入しましたが、同要領の令和6年7月改定に伴い、鈴鹿市でも

月単位の月2回土日完全週休2日制工事

を導入します。

- 月単位の月2回土日完全週休2日制工事の対象となるのは以下の案件です。
 - 土木工事(積算基準(下水道編)適用工事含む)、公共建築工事積算基準適用工事、積算基準(港湾関係)適用工事、漁港漁場関係工事
- 上記のうち、令和6年7月以降に公告される工事から順次適用されます。
- 現在契約中の工事は変更ありません。
- 農村農業整備工事、森林整備保全工事には適用されません。

月単位の週休二日制工事とは②

月単位の月2回土日完全週休2日制工事

- 工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」など、あらかじめ決めた月2回の土曜日を指定閉所日とした上で、月単位または通期での完全週休2日を目指す制度です。

週休2日に関する経費補正と成績評定について

- 下表のとおりです。

要領	補正係数	成績評定		
		月単位	通期	補正なし
土木工事(発注者指定型) 下水工事(発注者指定型)	労 務 費	1.04	1.02	1.00
	機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00
	共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
	現場管理費率	1.05	1.03	1.00
公共建築(発注者指定型)	労 務 費	1.04	1.02	1.00
公共建築(受注者希望型)	労 務 費	1.04	1.02	1.00
港湾工事(発注者指定型)	労 務 費	1.04	-	1.00
	機械経費(賃料)	1.02	-	1.00
	共通仮設費率	1.03	-	1.00
	現場管理費率	1.05	-	1.00
漁場漁港関係工事 (発注者指定型)	労 務 費	1.04	-	1.00
	機械経費(賃料)	1.02	-	1.00
	共通仮設費率	1.02	-	1.00
	現場管理費率	1.03	-	1.00

指定土日を閉所し、かつ月単位もしくは通期で4週8休以上の現場閉所を達成した場合に加点

指定土日を閉所し、かつ月単位もしくは通期で4週8休以上の現場閉所を達成した場合に加点

用語説明

月単位の週休2日

- ・対象期間中全ての月ごとに週休2日の達成を目指すことをいいます。

通期の週休2日

- ・工事期間全体で週休2日の達成を目指すことをいいます。

対象期間

- ・工事開始日から工事完成報告書の提出日までの期間から「準備期間」「後片付け期間」「夏季休暇(3日間)」「年末年始休暇(6日間)」「工場製作のみの期間」「工事事故等による不稼働期間」「天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間」「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」を除いた、実際に現場施工を行う期間を言います。

現場閉所日

- ・巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を言います。

指定閉所日

- ・すべての日曜日と、受注者が決めた土曜日を言い、これらの日は現場閉所が必須となります。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定閉所日を別日へ振り替えることが可能です。

現場完成日

- ・工事現場での作業が完了した日を言います。工事完成日(工事完成報告書の提出日)とは異なります。

週休2日制工事の流れ

契約時

- ・ 受注者は、契約から10日以内に「(様式1)月2回土日完全週休2日の指定について」を監督職員に提出する
- ・ 「週休2日制工事確認表」に計画工程を記載し、施工計画書に添付して提出する

工事中

- ・ 受注者は月1回、休工状況を監督職員に報告する
- ・ 工期延期した場合、受注者は内容を変更した「週休2日制工事確認表」を変更施工計画書に添付して提出する

現場完成時

- ・ 受注者は、現場完成日の翌日から工事完成報告書の提出日までに、全期間の閉所実績を記載した「週休2日制工事確認表」を作成し、監督職員に提出する

よくある質問①

週休2日制工事の対象となるのは、どのような工事か。

- ・発注課の判断によりますが、原則として以下の条件を満たす工事を対象としています。
 - ・(1) 契約工期が30日以上工事
 - ・(2) 現場条件に大きな制約がない工事
 - ・(3) 予定価格が30万円以上の工事

三重県の試行要領にある対象期間と、対象期間から除く期間とは。

- ・対象期間は工事開始日(契約工期初日)から工事完成報告書の提出日までの期間から、次の①～⑤を除いた期間です。
 - ・① 準備期間: 契約工期初日から現場に継続的に常駐を始める日の前日までの期間。現地測量等は準備期間となります。
 - ・② 後片付け期間: 工事の完成にあたり、工事目的物の内外又は当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う期間であり、現場完成日の翌日から工事完成報告書の提出日までです。
 - ・③ 夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間): 受注者の判断で適宜設定してください。
 - ・④ その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間: 発注者と受注者の協議により決定してください(例: 現場周辺での学校行事や地区行事等)。
 - ・⑤ 工場製作のみを実施している期間: 工場製作の製作品が完成しなければ現場の施工ができず、工事現場が稼働していない場合は対象期間外です(現場施工と並行して工場製作を行っている場合は対象期間になります)。
- ・現場事務所の設置や仮囲い等の仮設工事は対象期間に含まれます。

よくある質問②

三重県の試行要領にある現場閉所された状態として「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とあるが、現場閉所していると認められる作業はどのようなものか。

- 次のような作業は認められると考えられます。
 - 災害の発生が予想される場合の予防作業
 - 災害発生時の対応
 - 作業強風による飛散対策等の第三者被害防止作業
 - 緊急時の安全パトロール など

三重県の試行要領に現場閉所された状態として「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とあるが、現場閉所していると認められない作業はどのようなものか。

- 次のような作業は認められません。
 - 測量や丁張出し、工事写真の撮影、出来形測定
 - 現場事務所及び現場外での安全教育、災害防止協議会等の開催
 - 元請負人による、下請負人が実施した工事の完成検査
 - 中間検査、部分使用検査等の発注者検査 など

当初届け出た「土曜日を閉所する週」を変更できるか。

- 発注者との協議により、可能です。

よくある質問③

三重県の試行要領にある「やむを得ない理由」とは、どのような理由か。

- ・地元協議や要望、道路使用許可条件、近接工事との調整などが考えられます。
- ・荒天により現場閉所した日を指定閉所日の振替日に充てることはできますが、この場合は「やむを得ない事情」に該当しないので、指定閉所日を現場閉所したことになりません。

月単位または通期で週休2日を達成するとはどういうことか。

- ・「鈴鹿市週休2日制試行要領ガイドラインVer2.1」でご確認ください。

最終的に月単位または通期の週休2日を達成できなかった場合にペナルティはあるか。

- ・ペナルティはありませんが、最終清算時に、週休2日の達成状況に応じた補正係数に変更します。

夜間工事を実施した場合、いつが施工日となるか。

- ・着手した日を施工日として計上してください。
例：金曜日22時から土曜日5時までの夜間工事 → 金曜日が施工日。

午前のみ休工、又は午後のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われるか。

- ・現場閉所は1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日は閉所として扱いません。

月単位の週休2日制工事への
ご理解とご協力
よろしくお願いします。